一般社団法人日本応用地質学会

社会貢献と魅力発信に関する特別委員会運営規程

平成29年 10月12日 制定 令和5年 2月21日 改定

第1章 目的及び業務

(目的)

第1条 一般社団法人日本応用地質学会(以下「この法人」という)社会貢献と魅力発信に関する特別委員会(以下「特別委員会」という)は、定款第4条五及び七の事業を遂行することを目的とし、規則第93条の②の三項に該当する内容を実施することを目的とする.

(業務

第2条 特別委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号の業務を行う.

- 一 アウトリーチ活動の支援に関する事項
 - ① 地域向けの災害調査報告会・現地説明会の開催
 - ② 市民向け行事の開催:市民向け講演会,ジオガイド・ツアー,防災まち歩き
 - ③ 小中高生・教員向けの出前授業・見学会・防災まち歩き
 - ④ 生徒,一般向けの出版物の企画
 - ⑤ その他の応用地質学に関わるアウトリーチ活動
- 二 ジオパーク等の応用地質学が貢献できる社会貢献活動の推進に関する事項
- 三 支部および関連学協会と連携して学会等の社会貢献活動の発信に関する事項
- 四 その他の事項

第2章 特別委員会の構成及び運営等

(構成)

- 第3条 特別委員会の委員は、規則第70条第①項に従い原則として20名以内とする.
- ②特別委員会に委員長1名, 幹事若干名をおく.
- ③特別委員会の委員長は、規則第70条第③項により、理事あるいはそれと同等と認められる者が務める.

(職務)

第4条 委員長は特別委員会の事務を統括する.

②幹事は委員長を補佐し、特別委員会の業務を処理する.

(選任及び委嘱)

第5条 委員長は、規則第72条第①項により、理事会において選任し、会長が委嘱する.

②委員は、規則第72条第④項により、原則として委員長の推薦に基づき理事会で選任し、会長が委嘱する.

③幹事は、委員の互選により選任し、会長が委嘱する.

(任期)

第6条 委員の任期は、規則第73条第①項により、2年とする. ただし再任を妨げない.

②補欠または増員により選任された委員の任期は、規則第73条第②項により、前任者または現任者の残任期間とする。

③委員がこの法人の委員としてふさわしくない行為をしたときは、規則第73条第③項により、理事会の議決により解任することができる。

(召集)

第7条 特別委員会は、規則第74条第①項により、委員長が召集する.

②特別委員会は原則として, 年4回程度開催する.

③委員長は、規則第74条第②項により、必要に応じて、文書・電子メール等をもって委員の意見を徴し、特別委員会の開催に代えることができる。この場合はその結果を委員に文書・電子メール等をもって通知しなければならない。

(定数及び議決)

第8条 特別委員会は,規則第75条第①項により,委員現在数の過半数の出席(委任状を含む)をもって成立する.

②特別委員会に出席できない委員は、規則第75条第②項により、あらかじめ委任状を委員長宛てに提出する.

③議事は、規則第75条第⑤項により、出席者(委任状を含む)の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長が決する.

(事業報告並びに事業計画及び予算)

第9条 委員長は、規則第76条第①項に準じ、毎事業年度終了後すみやかに事業報告を特別委員会に提案し、承認を受け、総務委員会及び 理事会に提出しなければならない.

②委員長は、規則第76条第②項により、毎事業年度開始日の前日までに、翌年度の特別委員会の事業計画案及び予算案を特別委員会に提案 し、承認を受け、総務委員会及び理事会に提出しなければならない。

(議事録)

第10条 特別委員会における審議の経過及び結果は、規則第78条により、議事録として記録し、次期特別委員会に引き継ぐ。

(報告及び通知)

第11条 特別委員会における審議の経過及び結果は、規則第79条第①項に準じ、総務委員会及び理事会で報告するとともに、その概要を会誌等で会員に通知しなければならない。

附則

(規程の制定,変更及び廃止)

第1条 この規程は、理事会の承認 (平成29年10月12日) をもって施行する.

②この規程の変更及び廃止は、特別委員会の決議を経て、理事会の承認を得なければならない.